

【審査意見書の概要】

1. 審査日 令和4年6月10日（金）
2. 審査方法 町議会議員（以下「議員」という。）及び町長、副町長、教育長（以下「町長等」という。）の提出義務者が提出した資産報告書が、佐々町政治倫理条例（以下「条例」という。）第5条及び同条例施行規則（以下「規則」という。）第3条の規定に従って記載されているか、疑義がないか等について審査した。
3. 審査結果 議員及び町長等の提出義務者全員について、条例第5条及び規則第3条に規定する事項が記入されていると認める。
4. 審査意見 今回提出された議員及び町長等の資産報告書については、特に指摘すべき事項がないと認める。